

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

令和 7 年 11 月 5 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 趣旨

本協会では、令和 7 年 7 月 15 日付けで公表した「自主規制規則の見直しに関する検討計画」のうち、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の見直しに関する提案について、「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」において検討を行ってきたところである。

今般、同ワーキング・グループにおける検討の結果、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第 9 条の意向の確認等の特例について、その行為の実態が登録金融機関金融商品仲介行為に該当するか否かにかかわらず、協会が他の協会の委託を受けて業務を行っているときは特例を適用可能とするため、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正を行うこととする。

II. 骨子

- (1) 協会が、第 7 条第 1 項の信用取引又は第 8 条第 1 項から第 5 項までの契約に関し、他の協会に委託を行っている場合、いずれかの協会が意向の確認又は確認書の徴求（以下「意向の確認等」という。）を行ったときは、他の協会は、意向の確認等を要しないこととする。

（第 9 条）

- (2) その他所要の整備を行う。

III. 施行の時期

この改正は、令和 7 年 11 月 5 日から施行する。

- 本件に関するお問い合わせ先：

日本証券業協会 自主規制本部 自主規制企画部（電話番号：03-6665-6769）

以 上

「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

令和 7 年 11 月 5 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(意向の確認等の特例) 第 9 条 <u>協会員が、第 7 条第 1 項の信用取引又は前条第 1 項から第 5 項までの契約に関し、他の協会員に委託を行っている場合において、いずれか一の協会員がこれらの規定に定めるところにより意向の確認又は確認書の徴求（以下「意向の確認等」という。）を行ったときは、他の協会員は、これらの規定にかかわらず、意向の確認等を要しない。</u> (特別会員の自動的な信用供与の禁止等) 第 22 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 特別会員は、<u>登録金融機関金融商品仲介行為（金商法第 33 条第 2 項第 3 号ハ及び同項第 4 号ロに掲げる行為（同法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）に係る取引について、顧客に対して、当該顧客が会員に開設した取引口座に残高不足が生じた場合に、信用の供与を自動的に行い、又はこれを行うことを約した登録金融機関金融商品仲介行為は行ってはならない。</u> 付 則 この改正は、令和 7 年 11 月 5 日から施行する。	(意向の確認等の特例) 第 9 条 <u>特別会員が、登録金融機関金融商品仲介行為（金商法第 33 条第 2 項第 3 号ハ及び同項第 4 号ロに掲げる行為（同法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）を行っている場合において、会員又は特別会員のいずれか一方の協会員が前 2 条の規定により意向の確認又は確認書の徴求（以下「意向の確認等」という。）を行ったときは、当該他の協会員は、これら各条の規定にかかわらず、これら意向の確認等を要しない。</u> (特別会員の自動的な信用供与の禁止等) 第 22 条 (省 略) 2 (省 略) 3 特別会員は、<u>登録金融機関金融商品仲介行為に係る取引について、顧客に対して、当該顧客が会員に開設した取引口座に残高不足が生じた場合に、信用の供与を自動的に行い、又はこれを行うことを約した登録金融機関金融商品仲介行為は行ってはならない。</u>